

児童館に関する運営方針（案）

1 目的

本方針は、「江東区版・放課後子どもプラン」に示す、乳幼児子育て支援、中高生の居場所づくりや活動支援等のより一層の充実のため、児童館に関する運営方針を示すものとして、行財政改革計画に基づき策定したものである。

その後、令和 5 年 4 月にこども家庭庁の発足、出生者数減少に伴う児童人口推計の変化、さらには国や東京都におけるこどもの居場所づくりに対する取り組みの強化等、こどもを取り巻く環境が大きく変化してきたことに伴い、本方針においても一部整理を行うものである。

今後も、社会の変化に適確に対応するため、江東区長期計画や江東区こども計画等の策定に合わせ、適宜、運営方針の整理及び見直しを行うこととする。

2 基本方針

今後の児童館においては、国の児童館ガイドラインを踏まえて、地域のこども・子育て支援拠点として児童館の多機能化を図る。

また、他のこども・子育て支援施設等との連携、相互補完しながら、乳幼児から中高生世代まで切れ目のない支援を行う。

3 児童館運営について

(1) 乳幼児子育て支援

子ども家庭支援センターや保健相談所と連携し、プログラムや講座、子育て情報、相談等の充実を図り、切れ目のない子育て支援サービスの提供に取り組む。

また、増加する利用者ニーズに対応するため、指定管理者制度を導入する児童館において、一時保育サービスを検討する。

(2) 小学生支援

小学校や江東きつずクラブと連携し、児童の需要を的確に把握し、スポーツ活動や主体的に参加する取り組みなど、高学年児童

のニーズに応じたプログラムを充実する。

(3) 中高生支援

学習や飲食スペース、スポーツ、音楽など幅広い活動ができる場所の提供や開館時間の延長等、中高生のニーズを踏まえた利用しやすい環境づくりを進める。

また、青少年交流プラザや近隣の中学校、高校等との連携を図るとともに、中高生への積極的なPRを通して切れ目のない継続的な利用につなげていく。

(4) その他支援・関係機関との連携

悩みや課題を抱えるこどもなど、配慮が必要なこどもに対しては、児童館において必要な居場所を確保していくとともに、関係機関との連携により適切な支援を行う。

また、乳幼児子育て支援やこどもたちとの交流など、異世代や異年齢で交流する機会を提供するとともに、地域ボランティアの活用等、地域の子育て力を高める取り組みを進める。

4 今後の児童館の方向性について

(1) 指定管理者制度の導入

行財政改革計画に示されている取り組み方針に基づき、指定管理者制度の導入を進める。導入にあたっては、安定した児童館運営のため、区直営館との地域バランスを考慮して計画的に進める。

また、指定管理者制度導入館においては、区民サービスの向上に向けて、開館時間の延長などこども・子育て支援サービスの拡充に努め、特にニーズの高い一時保育サービスの実施を検討する。

(2) 機能整理・適正配置について

① 児童館は、小学生・中高生支援機能の強化に向けた取り組みを進めていくが、子ども家庭支援センターが近隣に整備された場合は、機能が重複する乳幼児支援機能について整理していく。

② 児童人口が減少傾向の地域においては、利用者推移や近隣の公共施設の状況を注視しつつ、児童館の適正配置について検討していく。なお、児童人口が増加傾向で一定数の利用が見込める児童館は、今後も区民ニーズに対して役割を果たしていく。

平成25年 2月26日 策定
令和3年 2月 3日 改定
令和 年 月 日 修正